

平成 25 年度 新居浜市一般会計補正予算 (第 7 号)

平成 25 年度新居浜市一般会計補正予算 (第 7 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,065,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 20 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 衛生費		5,367,449	6,800	5,374,249
	3. 下水道費	1,988,957	6,800	1,995,757
8. 土木費		2,984,957	57,667	3,042,624
	2. 道路橋りょう費	973,891	21,000	994,891
	4. 港湾費	219,350	16,667	236,017
	5. 都市計画費	1,163,688	20,000	1,183,688
歳 出 合 計		48,001,205	64,467	48,065,672

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

第2表 繰越明許費補正

追加 千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業	21,000
	4 港湾費	港湾・海岸補修事業	12,000
	5 都市計画費	公園長寿命化対策事業	20,000

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾建設事業	千円 12,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	12,000	—	—	—

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 189,100	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 199,100	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	5,980,600	—	—	—	5,990,600	—	—	—